

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTT Comひかり電話サービス)

【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

[\(令和4年7月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Comひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条～第37条 (略)

(契約者の氏名の通知等)

第38条 NTT Comひかり電話契約者は、NTT Comひかり電話協定事業者(そのNTT Comひかり電話契約者と他社相互接続通信 (NTT Comひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。) に係る契約を締結している者に限ります。) から請求があったときは、当社がそのNTT Comひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのNTT Comひかり電話協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信 (当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。) に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係るNTT Comひかり電話協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。

3 NTT Comひかり電話契約者 (相互接続通信の利用者を含みます。) は、NTT Comひかり電話利用回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等 (契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用するNTT Comひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4～6 (略)

(注1) 当社が別に定める付加機能は、次に掲げる付加機能とします。

・着信お知らせメール機能

2023年4月1日～

[\(令和5年4月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Comひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条～第37条 (略)

(契約者の氏名の通知等)

第38条 NTT Comひかり電話契約者は、NTT Comひかり電話協定事業者(そのNTT Comひかり電話契約者と他社相互接続通信 (NTT Comひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。) に係る契約を締結している者に限ります。) から請求があったときは、当社がそのNTT Comひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのNTT Comひかり電話協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信 (当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。) に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係るNTT Comひかり電話協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。

3 NTT Comひかり電話契約者 (相互接続通信の利用者を含みます。) は、NTT Comひかり電話利用回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等 (契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用するNTT Comひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4～6 (略)

(注1) 当社が別に定める付加機能は、次に掲げる付加機能とします。

・着信お知らせメール機能

・FAX お知らせメール機能

(注2) 当社が別に定める番号は、次のとおりとします。

- ・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、PHSの番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等
- ・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

第39条～第41条（略）

別記

1 NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約

(1) NTT Com ひかり電話サービス（コース1メニュー1に係るものに限ります。）について、NTT Com ひかり電話利用回線とすることができる当社の電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
IP通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー7及びカテゴリー9に係るものに限ります。）に係る契約
<u>Universal One サービス契約約款に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス8に係るものに限ります。）に係る契約</u>
Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限ります。）に係る契約

・FAX お知らせメール機能

(注2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。

- ・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等
- ・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

第39条～第41条（略）

別記

1 NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約

(1) NTT Com ひかり電話サービス（コース1メニュー1に係るものに限ります。）について、NTT Com ひかり電話利用回線とすることができる当社の電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
IP通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー7及びカテゴリー9に係るものに限ります。）に係る契約
Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限ります。）に係る契約

(2) NTT Comひかり電話サービス（コース1メニュー2又はコース1メニュー3に係るものに限ります。）について、NTT Comひかり電話利用回線とすることができる電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8コース1に係るものに限ります。）に係る契約
当社のI P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ7及びカテゴリ9に係るものに限ります。）に係る契約
当社の Universal One サービス契約約款に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ2のクラス8に係るものに限ります。）に係る契約
当社の Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限ります。）に係る契約
備考 NTT Comひかり電話サービス（コース1メニュー2又はコース1メニュー3に係るものに限ります。）については、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社の第2種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン25又はプラン26に係るものに限ります。）をNTT Comひかり電話利用回線とすることができません。

2～4（略）

5 NTT Comひかり電話サービスの提供に係るNTT Comひかり電話協定事業者（契約者回線等（別記21に定めるエリアに係るもの）に準じます。）

区分	協定事業者

(2) NTT Comひかり電話サービス（コース1メニュー2又はコース1メニュー3に係るものに限ります。）について、NTT Comひかり電話利用回線とすることができる電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

電気通信サービスの契約
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8コース1に係るものに限ります。）に係る契約
当社のI P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ7及びカテゴリ9に係るものに限ります。）に係る契約
当社の Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限ります。）に係る契約
備考 NTT Comひかり電話サービス（コース1メニュー2又はコース1メニュー3に係るものに限ります。）については、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社の第2種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン25又はプラン26に係るものに限ります。）をNTT Comひかり電話利用回線とすることができません。

2～4（略）

5 NTT Comひかり電話サービスの提供に係るNTT Comひかり電話協定事業者（契約者回線等（別記21に定めるエリアに係るもの）に準じます。）

区分	協定事業者

<p>東日本エリア</p>	<p>西日本電信電話株式会社 KDDI 株式会社 株式会社STNet 中部テレコミュニケーション株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 C o l tテクノロジーサービス株式会社 楽天モバイル株式会社 株式会社安子の電話 株式会社アドベント ベライゾンジャパン合同会社 ティー・システムズジャパン株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 東京テレメッセージ株式会社 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 東北インテリジェント通信株式会社 北海道総合通信網株式会社 株式会社 QTnet ブラステル株式会社 シンガポールテレコム・ジャパン株式会社 イクアント・ジャパン株式会社 株式会社オブテージ 株式会社ウィルコム沖縄 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 株式会社NTTぷらら 株式会社NTTドコモ Z I P T e l e c o m株式会社 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード 大江戸テレコム株式会社</p>		<p>東日本エリア</p>	<p>西日本電信電話株式会社 KDDI 株式会社 株式会社STNet 中部テレコミュニケーション株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 C o l tテクノロジーサービス株式会社 楽天モバイル株式会社 株式会社安子の電話 株式会社アドベント ベライゾンジャパン合同会社 ティー・システムズジャパン株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 東京テレメッセージ株式会社 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 株式会社トークネット 北海道総合通信網株式会社 株式会社 QTnet ブラステル株式会社 シンガポールテレコム・ジャパン株式会社 イクアント・ジャパン株式会社 株式会社オブテージ 株式会社ウィルコム沖縄 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 株式会社NTTぷらら 株式会社NTTドコモ Z I P T e l e c o m株式会社 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード 大江戸テレコム株式会社</p>
---------------	---	--	---------------	---

<p>西日本エリア</p>	<p>東日本電信電話株式会社 KDDI 株式会社 株式会社STNet 北陸通信ネットワーク株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 C o l tテクノロジーサービス株式会社 楽天モバイル株式会社 株式会社スーパーネットワークユー 株式会社ケーブルネットワークやちよ 株式会社サークルアジア 株式会社アドベント ベライゾンジャパン合同会社 ティー・システムズジャパン株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 東京テレメッセージ株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 東北インテリジェント通信株式会社 北海道総合通信網株式会社 株式会社 QTnet ブラステル株式会社 シンガポールテレコム・ジャパン株式会社 イクアント・ジャパン株式会社 株式会社オブテージ 株式会社アステル沖縄 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト 株式会社NTTぷらら 株式会社NTTドコモ 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード 大江戸テレコム株式会社</p>	<p>西日本エリア</p>	<p>東日本電信電話株式会社 KDDI 株式会社 株式会社STNet 北陸通信ネットワーク株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 C o l tテクノロジーサービス株式会社 楽天モバイル株式会社 株式会社スーパーネットワークユー 株式会社ケーブルネットワークやちよ 株式会社サークルアジア 株式会社アドベント ベライゾンジャパン合同会社 ティー・システムズジャパン株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 東京テレメッセージ株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社トークネット 北海道総合通信網株式会社 株式会社 QTnet ブラステル株式会社 シンガポールテレコム・ジャパン株式会社 イクアント・ジャパン株式会社 株式会社オブテージ 株式会社アステル沖縄 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト 株式会社NTTぷらら 株式会社NTTドコモ 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード 大江戸テレコム株式会社</p>
---------------	--	---------------	--

6～15 (略)

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
(略)	(略)
4 P H S 事業者	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者
(略)	(略)

17～18 (略)

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 発信側の電気通信設備：当社 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、 P H S 事業者 若しくは I P 電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等中継事業者に係る電気通信設備（については、K D D I 株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります）	当社	当社	その通信（その NTT Com ひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします）の発信に係る接続 NTT Com ひかり電話契約者	この約款の定めるところによります。

6～15 (略)

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
(略)	(略)
4 削除	削除
(略)	(略)

17～18 (略)

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 発信側の電気通信設備：当社 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくは I P 電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等中継事業者に係る電気通信設備（については、K D D I 株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります）	当社	当社	その通信（その NTT Com ひかり電話契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします）の発信に係る接続 NTT Com ひかり電話契約者	この約款の定めるところによります。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	発信側の電気通信設備: P H S H S 事業者に係る電気通 信設備 着信側の電気通信設備: 接 続契約者回線等	P H S 事業者	同左	その P H S 事業 者の契約約款等 に規定する者	その P H S 事 業 者 の 契 約 約 款 等 に 定 め る と こ ろ によります。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

20~21 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第 1 利用料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 基本額 (略)

2-2 付加機能使用料

2-2-1 2-2-2 以外のもの

区分	単位	料金額 (月額)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	削除	削除	削除	削除	削除
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

20~21 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第 1 利用料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 基本額 (略)

2-2 付加機能使用料

2-2-1 2-2-2 以外のもの

区分	単位	料金額 (月額)
(略)	(略)	(略)

発信者電話番号表示機能	基本機能	この機能を利用するNTT Com ひかり電話利用回線等へ通知される発信者電話番号等(契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能	ア	メニュー1に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	400円 (税込価格440円)	発信者電話番号表示機能	基本機能	この機能を利用するNTT Com ひかり電話利用回線等へ通知される発信者電話番号等(契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能	ア	メニュー1に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	400円 (税込価格440円)	
			イ	メニュー2に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	1,200円 (税込価格1,320円)				イ	メニュー2に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	1,200円 (税込価格1,320円)	
	追加機能	発信者電話番号通知リクエスト機能	この機能を利用するNTT Com ひかり電話利用回線等へ発信電話番号等が通知されない通信(通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)その他発信者その発信電話番号等を通知しない通信に限ります。)に	ア	メニュー1に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	200円 (税込価格220円)	追加機能	発信者電話番号通知リクエスト機能	この機能を利用するNTT Com ひかり電話利用回線等へ発信電話番号等が通知されない通信(通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)その他発信者その発信電話番号等を通知しない通信に限ります。)に	ア	メニュー1に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	200円 (税込価格220円)
				イ	メニュー2に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	600円 (税込価格660円)				イ	メニュー2に係るもの	1のNTT Com ひかり電話利用回線ごとに	600円 (税込価格660円)

迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった NTT Com ひかり電話契約者のために、登録応答装置（その NTT Com ひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行うために、IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能	1 の登録 応答装置 ごとに	200 円 (税込価格 220 円)	迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった NTT Com ひかり電話契約者のために、登録応答装置（その NTT Com ひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行うために、IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能	1 の登録 応答装置 ごとに	200 円 (税込価格 220 円)
	備考	1～9（略） (注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 一部の <u>PHSの番号等</u> を除く番号			備考	1～9（略） (注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 一部の <u>国際通信に係る番号等</u> を除く番号	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

着信お知らせメール機能	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限ります。）からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1 の契約者回線番号又は 1 の追加番号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)	着信お知らせメール機能	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち NTT Com ひかり電話契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限ります。）からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1 の契約者回線番号又は 1 の追加番号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
	備考	1～4（略） (注1) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 NTT Com ひかり電話サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等への着信が可能な電気通信番号であって最大 30 までの番号 (注2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。 (1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、 PHSの番号 、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等 (2) 契約事業者の電話サービス契約約款に定める代表番号通知機能追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号 (3) 契約事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に定める特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号 (4) 「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由	(略)		備考	1～4（略） (注1) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 NTT Com ひかり電話サービスに係る NTT Com ひかり電話利用回線等への着信が可能な電気通信番号であって最大 30 までの番号 (注2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。 (1) デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等 (2) 契約事業者の電話サービス契約約款に定める代表番号通知機能追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号 (3) 契約事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に定める特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号 (4) 「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

着信課金機能	(略)	(略)	(略)
	備考	<p>1～3 (略)</p> <p>4 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信（おおむね 3kHz の帯域による通話に限ります。）、移動体通信（映像通信機能を利用した通信を除きます。）、PHS通信又は公衆通信に限ります。</p> <p>5 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>6～15 (略)</p> <p>(注1) 6に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 携帯・自動車電話以外に係る電気通信設備からの通信を着信する場合</p> <p>全域指定又は個別指定のいずれかを指定できるものとし、個別指定した場合は、市外局番を元に括られた地域（単位料金区域（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同じとなる場合は除きます。）及び単位料金区域単位ごとに指定することができます。</p> <p>(2) 携帯・自動車電話に係る電気通信設備からの通信を着信する場合</p> <p>全域指定のみ指定できるものとし、</p> <p>(注2) 10に規定する当社が別に定める数は、複数回線管理機能の場合は640、話中時迂回機能の場合は9、着信振分接続機能の場合は50、受付先変更機能の場合は10とします。</p> <p>(注3) 14に規定する当社が別に定める時間は1分とします。</p>	

2-2-2 特定加入者回線に係るもの (略)

2-3 ユニバーサルサービス料 (略)

2-4 電話リレーサービス料 (略)

第2 通信料

1 適用

区分	内容
----	----

着信課金機能	(略)	(略)	(略)
	備考	<p>1～3 (略)</p> <p>4 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信（おおむね 3kHz の帯域による通話に限ります。）、移動体通信（映像通信機能を利用した通信を除きます。）又は公衆通信に限ります。</p> <p>5 当社は、NTT Com ひかり電話契約者から請求があったときは、移動体通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>6～15 (略)</p> <p>(注1) 6に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 携帯・自動車電話以外に係る電気通信設備からの通信を着信する場合</p> <p>全域指定又は個別指定のいずれかを指定できるものとし、個別指定した場合は、市外局番を元に括られた地域（単位料金区域（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同じとなる場合は除きます。）及び単位料金区域単位ごとに指定することができます。</p> <p>(2) 携帯・自動車電話に係る電気通信設備からの通信を着信する場合</p> <p>全域指定のみ指定できるものとし、</p> <p>(注2) 10に規定する当社が別に定める数は、複数回線管理機能の場合は640、話中時迂回機能の場合は9、着信振分接続機能の場合は50、受付先変更機能の場合は10とします。</p> <p>(注3) 14に規定する当社が別に定める時間は1分とします。</p>	

2-2-2 特定加入者回線に係るもの (略)

2-3 ユニバーサルサービス料 (略)

2-4 電話リレーサービス料 (略)

第2 通信料

1 適用

区分	内容
----	----

(1) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。	
	種類	内容
	1 一般通信	2、3、4、5又は6以外のもの
	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	3 <u>PHS通信</u>	<u>PHS設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電波法施行規則第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</u>
	4 削除	削除
	5 IP電話通信	IP電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
6 公衆通信	NTT Com ひかり電話利用回線等と契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	
(略)	(略)	

(2) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。	
	種類	内容
	1 一般通信	2、3、4、5又は6以外のもの
	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	3 <u>削除</u>	<u>削除</u>
	4 削除	削除
	5 IP電話通信	IP電話設備（NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
6 公衆通信	NTT Com ひかり電話利用回線等と契約事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	
(略)	(略)	

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1)~(3) (略)

(4) PHS通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
通信料	1分までごとに	10円 (税込価格 11円)
	上記の通信料のほか通信1回ごとに	

(5) 削除

(6) 着信課金機能に係る通信料

ア (略)

イ (略)

ウ PHS通信に係るもの

料金種別		料金額	
通信料金		次の秒数までごとに10円 (税込価格 11円)	
	メニュー1のもの	60秒	
メニュー2及び メニュー3のもの	区域内通信	60秒	
	区域外通信	160kmまで	45秒
		160kmを超えるもの	36秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに		10円 (税込価格 11円)	

エ (略)

2-2 (略)

第3~第4 (略)

第2表 (略)

第3表 (略)

通信料別表 (略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1)~(3) (略)

(4) 削除

(5) 削除

(6) 着信課金機能に係る通信料

ア (略)

イ (略)

ウ 削除

エ (略)

2-2 (略)

第3~第4 (略)

第2表 (略)

第3表 (略)

通信料別表 (略)